



山形県公報

平成20年4月30日(水)

号 外 (21)

目 次

条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 3

この号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第34号) (税政課)

1 山形県県税条例の一部改正

(1) 県民税

- イ 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とすることとした。(第29条第1項関係)
- ロ 人格のない社団等、公益法人等(個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。)など資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。)について均等割を課す場合には、最低税率を適用することとした。(第43条関係)
- ハ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとした。(附則第12条の6第6項及び第7項関係)

(2) 不動産取得税

- イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8第2項関係)
- ロ 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。
 - (イ) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外することとした。(第68条第2項関係)
 - (ロ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外することとした。(第77条第1項第4号関係)
 - (ハ) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8第1項関係)
- ハ 独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴い、独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置等所要の措置を講ずることとした。(改正後の第68条第11項及び第80条の7関係)

(3) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登

録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、軽減対象を重点化し、以下の措置を講ずることとした。

イ 環境負荷の小さい自動車

平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

(イ) 電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の50を軽減することとした。（附則第15条の3第3項関係）

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の25を軽減することとした。（附則第15条の3第5項関係）

ロ 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね100分の10を重課する特例措置を講ずることとした。（附則第15条の3第1項関係）

(イ) ガソリン車又はLPG車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(ロ) ディーゼル車その他の(イ)に掲げる自動車以外の自動車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

(4) 自動車取得税

イ 車両総重量が3.5トン以下の一定のディーゼル車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものを平成22年3月31日までに取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の0.5）を控除した率とすることとした。（附則第17条第8項第3号関係）

ロ 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。（附則第17条第1項及び第9項関係）

八 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から30万円を控除することとした。（附則第17条第5項関係）

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から15万円を控除することとした。（附則第17条第6項関係）

二 車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置について、次のとお

り軽減対象を重点化し、その適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした。

(イ) 車両総重量が12トンを超えるディーゼル車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは100分の1）を控除した率とすることとした。（附則第17条第8項第1号関係）

(ロ) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のディーゼル車のうち、平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の2を控除した率とすることとした。（附則第17条第8項第2号関係）

(5) 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。

（附則第18条第2項関係）

(6) 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置等を平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける登録に限り講ずることとした。（附則第19条第1項関係）

2 やまがた緑環境税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

3 その他

(1) 1の(4)のロに関する改正規定による改正後の山形県県税条例の規定の一部は、この条例の施行の日の翌日（以下「適用日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例によることとした。（改正条例附則第14項関係）

(2) 1の(5)に関する改正規定による改正後の山形県県税条例の規定は、適用日以後に軽油の引取り等が行われた場合等において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合等において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例によることとした。（改正条例附則第15項関係）

(3) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第13項及び第16項関係）

条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第34号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

（山形県県税条例の一部改正）

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

（以下本章及び次章第1節において「法人等」というを「（第29条第6項において法人とみなされるものを含む。以下この号において同じ）」に、「法人等の」を「法人の」に改め、同項第2号中「法人」を「法人（第49条第3項又は第4項において法人とみなされるものを含む。）」に改め、同項第3号中「本条」を「この条」に、「において法人」を「又は第67条の3の2第3項において法人」に改める。

第29条第1項第4号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第6項に規定するものを除く。第30条において同じ。）」を削り、同条第5項中「法人税法第2条第6号の公益法人等（）」を「公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに）」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第6項中「含む」を「含む。以下県民税について「人格のない社団等」という」に、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第29条の2第5項の表中「第4号」を「第5号」に改める。

第30条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第31条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「法人等」を「法人」に、「申告しなかつた」を「申告をしなかつた」に改める。

第43条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条中「法人等の均等割」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同条の表を次のように改める。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び第29条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ及びロに掲げる法人を除く。） ニ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	年額 20,000円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 50,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 130,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 540,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 800,000円

第44条（見出しを含む。）、第45条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第47条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第48条の2の見出し及び同条第1項中「法人等」を「法人」に改め、同項第3号中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「人格のない社団等」に改め、同条第2項中「により法人等」を「の規定により法人」に改め、同項第1号中「申請法人等」を「申請する法人」に改め、同条第3項及び第4項中「法人等」を「法人」に改める。

第61条の見出しを「（第49条第1項第1号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予）」に改める。

第68条第2項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に、「第36条の2の2第1項」を「第36条の2の2」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項で定めるもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条第9項中「第7項前段」を「第6項前段」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を第9項とし、同条第11項中「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。）」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第13項を第12項とする。

第77条第1項中「本項」を「この項」に改め、同項第1号中「本号」を「この号」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「本項」を「この項」に改め、同条第4項中「第39条の3の3」を「第39条の3の2」に改める。

第80条第3項及び第80条の3第7項中「第68条第11項」を「第68条第10項」に改める。

第80条の7第1項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第53条の3の2第1項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第16条第2項若しくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用するこれらの」を「又は第53条の3の2第1項の」に改め、同条第2項中「（独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）」を削り、「土地改良法第53条の3の2第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第3項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」及び「又は独立行政法人緑資源機構」を削る。

第80条の8第1項中「本項」を「この項」に改め、同条第2項中「当該民法第34条の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改める。

第81条の表中「第68条第12項」を「第68条第11項」に改める。

附則第12条の2第2項中「及び」を「並びに」に、「に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第1項）」を「並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する交付を受ける金額（これらの規定により同法第37条の10第1項）」に改める。

附則第12条の6第1項中「あつたものを除く。」を「あつたものを除く。以下」に改め、同条第2項中「限り」を「限り、」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第3項の規定の適用がある場合における附則第12条の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第12条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第12条の6第6項及び第7項を削る。

附則第13条の8第1項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「施行

令附則第6条の17で定める者」を「家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項で定めるもの」に改め、「若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第77条第1項第4号」を削り、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「第68条第2項ただし書、同条第3項本文及び第77条第1項第4号」を「同項ただし書」に改め、同条第2項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「附則第6条の17第4項」を「附則第6条の17第2項」に改める。

附則第14条の4第4項中「附則第11条第3項」を「附則第11条第2項」に改める。

附則第14条の6中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第15条の3第1項中「電気を」を「電気自動車（電気を」に、「専ら可燃性天然ガス」を「をいう。第3項において同じ。）」、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガス」に、「同条第2項で定めるもの」を「施行規則附則第5条第2項で定めるものをいう。第3項において同じ。）」に、「同条第3項」を「施行規則附則第5条第3項」に改め、「及び第3項」を削り、同項第1号中「平成7年3月31日」を「平成9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同条第2項中「施行規則附則第5条の2第1項で定める許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第1項で定めるもの」に、「施行規則附則第5条の2第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第4項で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第5項で定めるもの

ロ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第6項で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第7項で定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項で定めるもの

附則第15条の3第4項中「附則第5条の2第5項」を「附則第5条の2第9項」に改め、同条第5項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上」に、「附則第5条の2第6項」を「附則第5条の2第10項」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成16年4月1日から平

成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改める。

附則第17条第1項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第5項中「100分の120」を「100分の125」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「平成20年5月1日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第6項中「100分の110」を「100分の115」に、「第5項」を「前項」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「平成20年5月1日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第2項から第6項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第169条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

- (1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条の2の2第5項で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条の2の2第7項で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第8項で定めるもの
- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で施行規則附則第12条の2の2第9項で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条の2の2第10項で定めるものに適合するもの

附則第17条第9項中「平成20年5月31日」を「平成30年3月31日」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

附則第18条第2項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第19条 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第192条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号及び次項において同じ。）に係る狩猟者の登録
- (2) 前号の狩猟者の登録（以下この号及び次項において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

2 軽減税率適用登録を受けようとする者は、知事の狩猟者の登録を受けるときに、対象鳥獣捕獲

員であることを証明する書類を知事に提出しなければならない。

（やまがた緑環境税条例の一部改正）

第2条 やまがた緑環境税条例（平成18年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第12条の6第6項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第7項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第6項中「平成21年3月31日」とあるのは、「平成20年4月29日」とする。

4 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第12条の6第5項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第12条の4の規定の適用について」と、「同条第1項」とあるのは「附則第12条の2第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第12条の4中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第12条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第1項前段」とあるのは「附則第12条の2第1項前段」とする」とする。

（法人の県民税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

6 旧条例第29条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

7 新条例第43条の規定（同条の表の第1号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成20年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

9 新条例第68条第2項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第68条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する住宅を新築して譲渡する者で地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）第1条の規定による改正前の地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条の2の2第2項で定めるものに対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

10 平成20年4月1日前の旧条例第68条第12項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 11 適用日前の旧条例第77条第1項第4号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 12 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 13 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 14 新条例附則第17条第1項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 15 新条例附則第18条第2項の規定は、適用日以後に山形県県税条例第170条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第171条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第170条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
（狩猟税に関する経過措置）
- 16 新条例附則第19条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

平成20年4月30日印刷
平成20年4月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056